

○平成二十七年三月三十一日農林水産省告示第七百四十五号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第三項及び第五項の規定に基づき、面積単価及び数量単価を定める件）

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十七号）の施行に伴い、並びに農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第三項及び第五項の規定に基づき、平成二十三年四月一日農林水産省告示第七百二十四号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第三項及び第五項の規定に基づき、面積単価及び数量単価を定める件）の全部を改正する告示を次のように定め、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日

農林水産大臣 林 芳正

一 面積単価

二  
数量単価

							生産条件不利補正対象農産物の種類	面積単価
							麦、大豆、てん菜、でん粉の製造の用に供するばれいしよ及び菜種	一〇アール当たり二〇、〇〇〇円
							そば	一〇アール当たり一三、〇〇〇円
							品質区分	数量単価 (括弧内の単価は、免税事業者に対するもの)
非パン・中華麵用の小麦			一等又は一等相当					
二等又は二等相当			A区分				六〇キログラム当たり五、五六〇円(五、九七〇円)	
			B区分				六〇キログラム当たり五、〇六〇円(五、四七〇円)	
			C区分				六〇キログラム当たり四、九一〇円(五、三二〇円)	
			D区分				六〇キログラム当たり四、八五〇円(五、二六〇円)	
			A区分				六〇キログラム当たり四、四〇〇円(四、八一〇円)	
			B区分				六〇キログラム当たり三、九〇〇円(四、三一〇円)	
			C区分				六〇キログラム当たり三、七五〇円(四、一六〇円)	

二条大麦				パン・中華用の小麦																					
一等又は相当				二等又は相当				一等又は相当																	
D区分	C区分	B区分	A区分	D区分	C区分	B区分	A区分	D区分	C区分	B区分	A区分	D区分													
六三〇円)	五〇キログラム当たり五、二八〇円(五、	六八〇円)	五〇キログラム当たり五、三三〇円(五、	八〇〇円)	五〇キログラム当たり五、四五〇円(五、	二二〇円)	五〇キログラム当たり五、八七〇円(六、	四〇〇円)	六〇キログラム当たり五、九九〇円(六、	四六〇円)	六〇キログラム当たり六、〇五〇円(六、	六一〇円)	六〇キログラム当たり六、二〇〇円(六、	一一〇円)	六〇キログラム当たり六、七〇〇円(七、	五六〇円)	六〇キログラム当たり七、一五〇円(七、	六二〇円)	六〇キログラム当たり七、二一〇円(七、	七七〇円)	六〇キログラム当たり七、三六〇円(七、	二七〇円)	六〇キログラム当たり七、八六〇円(八、	一〇〇円)	六〇キログラム当たり三、六九〇円(四、

はだか麦		六条大麦																							
一等又は相当は		二等又は相当は			二等又は相当は			一等又は相当は		二等又は相当は															
A区分	D区分	C区分	B区分	A区分	D区分	C区分	B区分	A区分	D区分	C区分	B区分	A区分													
七五〇円)	六〇キログラム当たり九、二二〇円(九、	八九〇円)	五〇キログラム当たり三、五九〇円(三、	九四〇円)	五〇キログラム当たり三、六四〇円(三、	〇六〇円)	五〇キログラム当たり三、七六〇円(四、	四八〇円)	五〇キログラム当たり四、一八〇円(四、	九一〇円)	五〇キログラム当たり四、六一〇円(四、	九六〇円)	五〇キログラム当たり四、六六〇円(四、	〇九〇円)	五〇キログラム当たり四、七九〇円(五、	五一〇円)	五〇キログラム当たり五、二一〇円(五、	七六〇円)	五〇キログラム当たり四、四一〇円(四、	八一〇円)	五〇キログラム当たり四、四六〇円(四、	九四〇円)	五〇キログラム当たり四、五九〇円(四、	三六〇円)	五〇キログラム当たり五、〇一〇円(五、

てん菜	大豆										
	特定加工用大豆	普通大豆	二等又は二等相当			二等又は二等相当			二等又は二等相当		
			合格又は合格相当	三等又は三等相当	二等又は二等相当	一等又は一等相当	D区分	C区分	B区分	A区分	D区分
糖度が七・〇度以上一六・六度未満のてん菜	六〇キログラム当たり八、三一〇円（八、七二〇円）	六〇キログラム当たり八、九九〇円（九、四〇〇円）	六〇キログラム当たり九、六七〇円（一〇、〇八〇円）	六〇キログラム当たり一〇、三六〇円（一〇、七七〇円）	六〇キログラム当たり六、九二〇円（七、四五〇円）	六〇キログラム当たり七、〇〇〇円（七、五三〇円）	六〇キログラム当たり七、一五〇円（七、六八〇円）	六〇キログラム当たり七、六五〇円（八、一八〇円）	六〇キログラム当たり八、四八〇円（九、〇一〇円）	六〇キログラム当たり八、五七〇円（九、一〇〇円）	六〇キログラム当たり八、七二〇円（九、二五〇円）
糖度が一六・六度を〇・一度下回るごとに六二円を左欄に定める数量単価から差し引いた額											

菜種	そば	そば		でん粉の含有率が一九・六パーセントを超えるでん粉の製造の用に供するばれいしよ		でん粉の含有率が一九・六パーセント未満のでん粉の製造の用に供するばれいしよ		でん粉の含有率が一九・六パーセントを超えるでん粉の製造の用に供するばれいしよ	
		一等又は一等相当	二等又は二等相当	でん粉の含有率が一九・六パーセントを超えるでん粉の製造の用に供するばれいしよ	でん粉の含有率が一九・六パーセント未満のでん粉の製造の用に供するばれいしよ	でん粉の含有率が一九・六パーセントを超えるでん粉の製造の用に供するばれいしよ	でん粉の含有率が一九・六パーセント未満のでん粉の製造の用に供するばれいしよ	糖度が一六・六度を超えるでん菜	糖度が一六・六度を超えて糖度が一六・六度を超えて糖度が一六・六度を超えて
非加算対象区分	加算対象区分	四、五キログラム当たり一七、一八〇円（一八、〇〇円）	四、五キログラム当たり一五、〇七〇円（一五、九〇〇円）	でん粉の含有率が一九・六パーセントを〇・一パーセント上回るごとに六四円を右欄に定める数量単価に加えた額	でん粉の含有率が一九・六パーセントを〇・一パーセント下回るごとに六四円を左欄に定める数量単価から差し引いた額	でん粉の含有率が一九・六パーセントを〇・一パーセント下回るごとに六四円を左欄に定める数量単価から差し引いた額	糖度が一六・六度を〇・一度上回るごとに六二円を右欄に定める数量単価に加えた額	糖度が一六・六度を超えるでん菜	糖度が一六・六度を超えて糖度が一六・六度を超えて糖度が一六・六度を超えて
四〇〇円（七、六〇〇円）	一四〇円（八、六〇〇円）	四、五キログラム当たり一七、一八〇円（一八、〇〇円）	四、五キログラム当たり一五、〇七〇円（一五、九〇〇円）	でん粉の含有率が一九・六パーセントを〇・一パーセント上回るごとに六四円を右欄に定める数量単価に加えた額	でん粉の含有率が一九・六パーセントを〇・一パーセント下回るごとに六四円を左欄に定める数量単価から差し引いた額	でん粉の含有率が一九・六パーセントを〇・一パーセント下回るごとに六四円を左欄に定める数量単価から差し引いた額	糖度が一六・六度を〇・一度上回るごとに六二円を右欄に定める数量単価に加えた額	糖度が一六・六度を超えるでん菜	糖度が一六・六度を超えて糖度が一六・六度を超えて糖度が一六・六度を超えて

## 備考

一 この表における品質区分は、平成十八年八月七日農林水産省告示第千百十号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第七条の農林水産大臣が定める規格及び第九条第一項第一号の農林水産大臣が定める規格を定める件）で定める規格によつて示される品質の区分とする。

二 この表において「免税事業者」とは、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者をいう。

（一部改正 平成二十九年一月十一日農林水産省告示第四十四号）

（一部改正 平成三十一年二月五日農林水産省告示第二百四十八号）

（一部改正 令和元年八月十九日農林水産省告示第六百八十二号）

（一部改正 令和二年一月十五日農林水産省告示第九十六号）

（一部改正 令和三年三月三十一日農林水産省告示第四百五十五号）

（一部改正 令和五年一月十六日農林水産省告示第八十六号）

附 則（平成二十七年三月三十一日農林水産省告示第七百四十五号）

この告示による改正後の平成二十三年四月一日農林水産省告示第七百二十四号の規定は、平成二十七年度の予算に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）による改正後の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項各号の交付金から適用し、平成二十六年度以前の年度の予算に係る改正法による改正前の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項各号の交付金については、なお従前の例による。

附 則（平成二十九年一月十一日農林水産省告示第四十四号）

この告示による改正後の平成二十七年三月三十一日農林水産省告示第七百四十五号の規定は、平成二十九年度の予算に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項第二号の交付金（以下「交付金」という。）から適用し、平成二十八年度以前の年度の予算に係る交付金については、なお従前の例による。

附 則（平成三十一年二月五日農林水産省告示第二百四十八号）

- 1 この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の平成二十七年三月三十一日農林水産省告示第七百四十五号の規定は、平成三十一年



度の予算に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項第二号の交付金（以下「交付金」という。）から適用し、平成三十年度以前の年度の予算に係る交付金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年八月十九日農林水産省告示第六百八十二号）

1 この告示は、令和元年十月一日から施行する。

2 この告示の施行前にされた農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第五条第一項の規定に基づく同法第三条第一項第二号の交付金の交付の申請については、なお従前の例による。

附 則（令和二年一月十五日農林水産省告示第九十六号）

1 この告示は、令和二年四月一日から施行する。

2 この告示による改正後の平成二十七年三月三十一日農林水産省告示第七百四十五号の規定は、令和二年度の予算に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項第二号の交付金（以下「交付金」という。）から適用し、令和元年度以前の年度の予算に係る交付金については、なお従前の例による。

附 則（令和三年三月三十一日農林水産省告示第四百五十五号）

1 この告示は、令和三年四月一日から施行する。

2 この告示による改正後の平成二十七年三月三十一日農林水産省告示第七百四十五号の規定は、令和三年度の予算に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項第二号の交付金（以下「交付金」という。）から適用し、令和二年度以前の年度の予算に係る交付金については、なお従前の例による。

附 則（令和五年一月十六日農林水産省告示第八十六号）

1 この告示は、令和五年四月一日から施行する。

2 この告示による改正後の平成二十七年三月三十一日農林水産省告示第七百四十五号の規定は、令和五年度の予算に係る農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項第二号の交付金（以下「交付金」という。）から適用し、令和四年度以前の年度の予算に係る交付金については、なお従前の例による。